

## 平成27年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市母子生活支援施設の管理運営費	児童家庭課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
国の基準に準じて定める管理運営に要する経費に昇降機の管理に要する費用を加算した額	平成 28 年 ～ 32 年度	国の基準に準じて定める管理運営に要する経費から民間施設給与改善費及び施設利用者負担金等を差し引いた額の1/2	国の基準に準じて定める管理運営に要する経費から民間施設給与改善費及び施設利用者負担金等を差し引いた額の1/4		施設利用者負担金等	限度額から特定財源を差し引いた額

### 【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市母子生活支援施設条例第8条の指定の手續きに関する規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫を取り入れた運営により質的向上と効率化による経費削減を図るものである。

### 【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。  
鳥取市母子生活支援施設「つくし」の管理運営に関する業務

### 【これまでの関連する取組み】

平成18年度から平成27年度現在まで現指定管理者に施設の維持管理、運営を委託している。現指定管理者は、施設の設置目的や特殊性を熟知し、母子家庭や事情のある母子の受け入れ、生活支援等を行っており、当該家庭の自立更生、経済的な自立に寄与している。(過去の受入世帯数:平成23年度217世帯、平成24年度229世帯、平成25年度218世帯、平成26年度235世帯)

現指定管理者	社会福祉法人 鳥取福祉会
指定管理料	H23 58,394千円 H24 64,393千円 H25 72,294千円 H26 77,466千円
前回債務負担行為額	H27 74,082千円(見込) 計346,629千円
	国の基準に準じて定める管理運営に要する経費に昇降機の管理に要する費用を加算した額

### 【今後の取組み】

- 9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1. 指名を実施。
  2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
  3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
  4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
  5. 1～2月中に基本協定書の締結。
  6. 4月1日より管理開始。